

財政危機の国民健康保険 増え続ける医療費

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤として、地域住民の健康保持増進と地域医療の確保に重要な役割を果たしています。

しかし、少子高齢化の急速な進展と医療技術の高度化による医療費の増加などにより、全国の国民健康保険の事業運営はいま極めて厳しい状況にあります。

国保財政4年連続の赤字

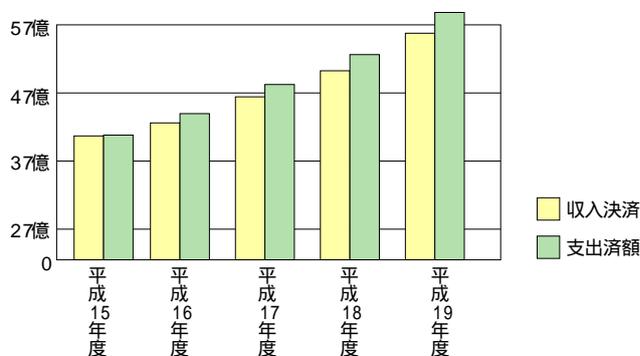
平成19年度の小都市国民健康保険事業特別会計決算は、収入総額56億1,396万円に対して、支出総額58億9,436万円で、収入総額から支出総額を差し引いた額は、マイナス2億8,040万円となり、平成19年度の国保財政が赤字であったことを表します。

この赤字額を小都市国民健康保険の被保険者数で割ったとすると、一人当たり20,400円の赤字を抱えていることになります。平成18年度には保険料の税率等を見直すなど

しましたが、赤字額の縮小には至っていません。

4年前の平成15年度の支出済額は40億4,039万円でしたが、平成19年度の支出済額は、平成15年度の支出済額の45.89%の伸びを示し、同様に比較した収入済額の伸び率38.7%を大幅に上回っています。

小都市国民健康保険事業特別会計の決算額の推移



年度	決算額 (円)		
	収入済額	支出済額	収入 - 支出
平成15年度	(A)4,047,427,590	(A)4,040,397,675	7,029,915
平成16年度	4,249,369,468	4,378,438,174	- 129,068,706
平成17年度	4,637,282,749	4,792,215,498	- 154,932,749
平成18年度	5,030,299,260	5,270,532,482	- 240,233,222
平成19年度	(B)5,613,960,775	(B)5,894,364,253	- 280,403,478
(B)÷(A)	138.70%	145.89%	

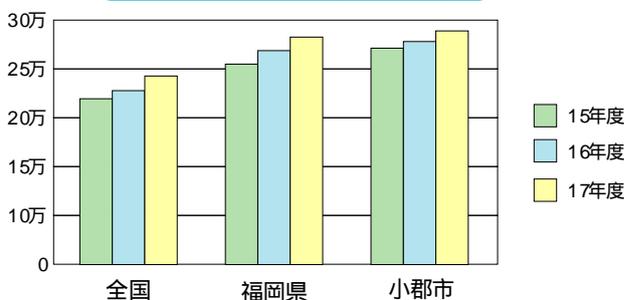
底をついてしまった 財政調整基金

国民健康保険では、社会情勢の変化による財政運営の安定化を図る目的で、家計で言えば貯金にあたる財政調整基金を設置しています。市の財政調整基金は、平成14年度末で5,115万5,044円でしたが、財政不足により平成15年度と16年度に基金を取り崩し、平成19年度末での残高はわずかに1,048円を残すのみとなっています。

全国的にも高医療費の 福岡県

平成17年度の医療費の実績を見ると、福岡県の老人を除いた一人当たりの医療費は28万2,595円で全国平均より17.36%、最も医療費の低い沖縄県の20万1,275円より40.4%も高くなっています。また、老人一人当たりの医療費は福岡県が最も高く、101万7,783円で全国平均より23.2%、最も老人医療費の低い長野県の67万

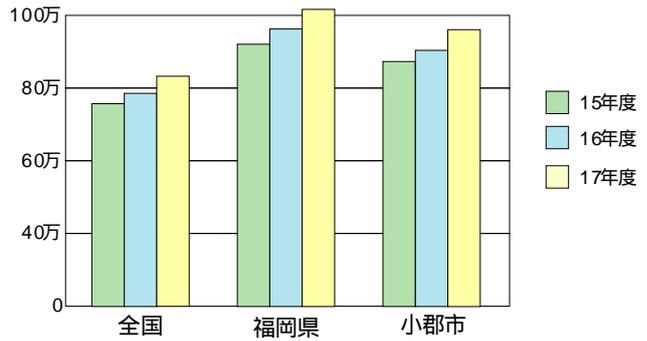
1人当たり費用額 (老人以外)



年度	全国	福岡県	小都市	対全国比	対県比
平成15年度	217,999	254,945	270,765	124.20%	106.21%
平成16年度	226,817	266,417	277,046	122.15%	103.99%
平成17年度	240,792	282,595	289,513	120.23%	102.45%

参考 最低 沖縄県 201,275

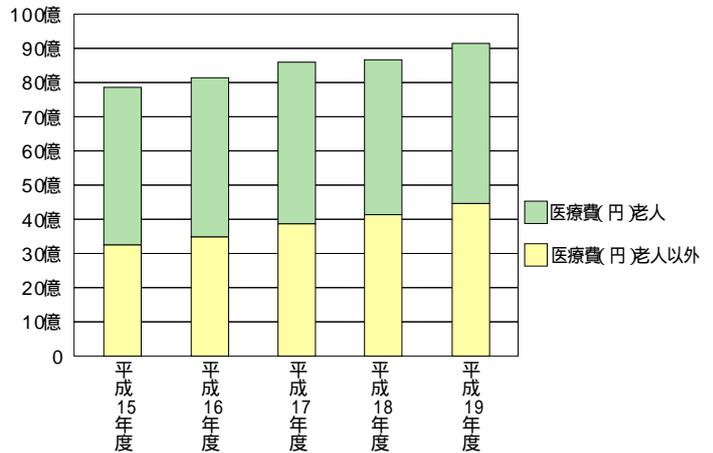
1人当たり費用額 (老人)



年度	全国	福岡県	小都市	対全国比	対県比
平成15年度	755,866	919,597	874,206	115.66%	95.06%
平成16年度	783,804	962,566	903,670	115.29%	93.88%
平成17年度	826,072	1,017,783	959,926	116.20%	94.32%

参考 最低 長野県 678,210

小都市の医療費の推移



年度	医療費(円)	
	老人以外	老人
平成15年度	(A)3,256,217,210	(A)4,639,410,207
平成16年度	3,520,975,950	4,636,730,273
平成17年度	3,858,045,340	4,761,233,668
平成18年度	4,112,330,647	4,539,002,639
平成19年度	(B)4,473,608,603	(B)4,671,252,240
(B)÷(A)	137.39%	100.69%

8、210円より50.06%も高い状況です。

一方、小都市の老人を除いた一人あたりの医療費は28万9513円で、全国平均より20.23%、福岡県と比較しても2.45%高くなっています。また、小都市の老人医療費は全国平均より16.2%高く、福岡県と比較した場合は5.68%低いという状況ではありますが、高医療費の水準であることには変わりありません。「老人」は老人保健受給者を表します。

伸びつつける医療費

市の医療費は年々増え続けています。老人以外の医療費は平成15年度には32億5621万円であったのが、平成19年度では44億7360万円となっており、37.39%も増加しています。また、老人の医療費は平成15年度には46億3941万円であったのが、平成19年度見込みでは46億7125万円となっており、0.69%増加しています。

今や国と地方の債務は800兆円を超え、経済の低成長と原油高騰による物価高騰などにより社会不安はピークに達しています。このような状況の中で国民健康保険の運営も危機的な状況にあります。小都市国民健康保険では、今後も運営の安定化と医療費の適正化に向けて努力していきます。市民の皆さんのご理解とご協力をよろしく願います。

問い合わせ先 国保年金課国保係 (内線424・425)

高額医療・高額介護合算制度ができました

現在、国民健康保険と介護保険では1か月の自己負担限度額が設定され、限度額を超えた部分については、申請していただくと、高額療養費、高額介護サービス費として支給されています。

平成20年4月からは年間の国民健康保険と介護保険の自己負担合計額が著しく高額になる場合にも、一定の限度額を超えた金額が高額介護合算療養費として支給されます(高額医療・高額介護合算制度)。

医療と介護の合算につきましては、限度額は年額で計算されますので、平成20年4月以降の領収証等は大切に保管ください。手続きは、平成21年8月からとなっています。詳細は、今後の広報に掲載していきます。

問い合わせ先 国保年金課国保係 (内線424・425) 介護保険課介護保険係 (内線452・453)